

## 2008年度活動方針案

### 今年度の活動方針の重点

1. 行政施策の充実と改善
  - 「大規模解消（＝分離増設による適正規模化）」の広がりを
  - 「指定管理者制度」への取り組み
  - 「放課後子どもプラン」と「次世代育成支援地域行動計画」への取り組み
2. 埼玉県施策への取り組み
  - 基準を満たしているクラブへの確実な委託を
  - 障害児加算の改善
  - 障害児学童保育の施設問題の改善
  - 分離増設の後押しともなる「備品費」「施設設備費」等の予算化
3. 指導員の課題
  - 充実した研修の実施
  - 研修の体系化と認証制度、保育指針・モデル勤務規程・倫理綱領
4. 保護者会・運動体の課題
  - 学習会・研究集会の充実と参加者増
  - 保護者会・連絡協議会作りとその充実
  - 県指導員連協組織の改善への支援

## 行政施策の充実・改善の取り組み

### 1. 総論 「施策の充実」と「制度の確立」

・国や自治体の学童保育施策は十分なものとは言えません。また1998年の法制化・2007年のガイドラインの策定は、学童保育の制度化の上で大きな意味を持つものですが、その内容は必ずしも十分なものとは言えません。実態に見合った十分な「施策の充実」と「制度の確立」が、施策改善の緊急の課題となっています。

・2008年度という時点に立てば、以下の三点が重点課題となります。

#### 「大規模解消（＝分離増設による適正規模の実現）」

・大規模クラブは、子どもの安全安心の点や保育内容充実の点からその解消が図られなければなりません。また、大規模クラブへの委託廃止（2010年度より）が、打ち出されていることも踏まえ、早急に大規模解消の道筋を作っていく必要があります。

・定員による「足切り」での解消ではなく、必要とする全ての児童が、適正規模の学童クラブに入所できるよう、一小学校区複数クラブ開設等の対応がなされなければなりません。

#### 「指定管理者制度」

・指定管理者制度は、全国的にも、また埼玉県においても、導入の動きがやみません。この制度が、保育・福祉分野にはなじまないものであることを、社会に浸透させ、導入を阻止撤回させる取り組みを更に強化する必要があります。

・その一方、導入されてしまっている現状に対しては、現実的・具体的な対応を行って被害を最小限度に食い止める取り組みも重要です。

#### 「放課後子どもプラン」と「次世代育成支援地域行動計画」

・2007年度から導入された「放課後子どもプラン」については、学童保育と「放課後子ども教室」との区別、及びそれぞれの充実を目指して、引き続き取り組む必要があります。

・また、「次世代育成支援地域行動計画」は第二期が「平成22年（2010）～同26年（2014）」で、2008年はニーズ調査等、新計画策定の準備の年に当たります。実態に即した実行ある計画を作らせる取り組みをする必要があります。

### 2. 国に対して 公的責任に基づく施策の改善を

・国に対しては、全国学童保育連絡協議会（以下「全国連協」）や他の都道府県連協等と連携して取り組みます。また、厚生労働省や国会だけではなく、国の様々な組織やマスコミも含めた、広く国民全体での理解を広げていく運動が必要です。

#### （1）次世代育成支援政策の充実～国を挙げて本気で取り組み！～

・次世代育成が国民的課題であることを認識した上で、実効性のある子育て支援政策の実現へ向けて、必要な財源確保策も含めた抜本的な政策の転換・推進を求めていく取り組みを進めます。

・「三位一体改革」という言葉は、近頃はあまり聞かれなくなりましたが、「社会福祉基礎構造改革」の名の

下に、各種補助金・補助事業を削減・廃止、あるいは一般財源化しようという動きは決してなくなったわけではありません。必要とする人にきちんと施策が施される仕組みを維持させる取り組みを進めます。

・次世代育成支援行動計画については、現状にあったニーズ調査がきちんと行われるような取り組みを進めます（横浜市では前回の調査は極めていい加減なものであったようです）。

#### （2）国の施策の更なる改善～大規模解消の為の施策の充実を～

・国の補助事業は、2008年度に改善が見られました。この点は高く評価できますが、現場の実態からすればまだまだ不十分です。今後、更なる改善を求めていき

ます。  
 ・国は2007年度予算で、クラブ数「2万箇所」を打ち出しました。これを実現させるために、必要とする全ての小学校区に学童保育が設置されるよう取り組みます。  
 ・また、施設設備費など、大規模解消（＝分離増設）を促す内容の施策を充実させるよう取り組みます。

### （３）学童保育の制度確立～ガイドラインの実効性の確保と大規模問題

・2008年度に、国のガイドラインが策定されました。このガイドラインが、実態に即したよりよい内容のものになるよう働きかけます。  
 ・またそのガイドラインが、学童保育向上への実効性を持つものになるよう働きかけます。  
 ・より具体的には、大規模解消（＝分離増設）を後押しするものとなるよう取り組みます。

### （４）指定管理者制度への対応

・「指定管理者制度」が、保育・福祉分野にはなじまないものであることを、社会に浸透させ、導入を阻止

## 3．県に対して「運営基準」に沿った抜本的な改善を

・2008年度予算について、県施策の向上がはかられたことは評価に値し、その実現に取り組んだ子育て支援課などの担当部署の努力を評価します。  
 ・しかしその一方、改善が不十分であった点もあります。基準を満たしているクラブへの確実な委託を確保した上で、残された課題については、2009年度に重点課題として取り組みます。  
 残された重点課題：障害児受け入れ促進につながる指導員加配基準の改善、障害児学童保育の施設問題、大規模解消につながる「施設設備費」「備品費」の予算化、指導員の身分・労働条件の改善につながる施策、他。

### （１）施策改善への取り組み

・重点課題を中心に、県内の要望を取りまとめて提出し、その実現へ向けて、県当局や議会へ働きかけます。  
 ・知事や副知事などと直接懇談するの場を持ち、学童保育への理解と支援を働きかけます。

### （２）「運営基準」のグレードアップ、実

・撤回させる取り組みを進めます。

### （５）放課後子どもプランに対して

・これまでに引き続き、一体化への反対と、二つの事業のそれぞれの充実に取り組みます。  
 ・その一方、全ての子どもを対象とした放課後の政策が、真に子どもの安全で豊かな生活に資するものになるよう取り組みます。

### （６）障害児学童保育施策の更なる充実

・障害児の放課後政策は、国レベルでは迷走していると言わざるを得ません。  
 ・埼玉県での独自施策を守るためにも、国レベルでの施策の拡充を求めていきます。

### （７）市民参加型の政策立案・実行の流れに応じた働きかけ

・種々のパブリックコメントへの取り組みなど、あらゆる機会を捉えて政策提言を行なっていきます。また、それを学童保育への理解を広げる運動につなげていきます。

### 効性の確保

・2003年度に策定された埼玉県の「運営基準」と、その実効性を確保する「活用促進事業」などの諸政策は、学童保育の発展に対し大きな意味を持つものでした。県内の諸施策改善に直接つながったほか、県内外に運営基準を作る自治体が相次ぎ、やがて国のガイドライン作りという「制度化」の大きな流れをもたらすものでした。  
 ・このことを再確認しつつ、国や市町村で作られた各種の基準を踏まえて、埼玉県の運営基準を更にグレードアップさせる取り組みをします。  
 ・その一方、2007年度に「活用促進事業」が廃止されたことは、極めて遺憾です。これに代わる、運営基準の実効性を確保できる新たな施策や取り組みを県に働きかけます。

### （３）県の次世代育成事業対策への関わり

・2005年度から実施段階に入った「埼玉県子育て応援行動計画（コバトンプラン）」が実効性あるものとして推進されるよう、「推進協議会への参加」や「コ

バトンプラン関連事業への参加・協力」などの働きかけをします。  
 ・また「コバトンプラン」の見直しに向けた働きかけをします。  
 ・「放課後子どもプラン」についても、埼玉県の推進協議会への参加や提案などを行い、積極的に関わって行きます。

### （４）県との連携を強め、「学童保育」制度の確立を進める

・県指導員学校の共催など、県との連携事業を、引き続き実施するとともに、新たな連携事業についても検討します。  
 ・指導員の研修・認証制度に関する、埼玉県・大学の研究者との共同研究を引き続き実施します。（2-（1）参照）

## 4．市町村に対して「運営基準」をてこに、市町村施策を改善させていこう

・市町村の裁量がこれまで以上に大きくなることが予想される中、「運動の強いところは充実した施策、運動の弱いところは貧弱な施策」と、市町村の施策が分化していく危険性があります。  
 ・県連協に結集しながら、近隣の市町村連協等とも連携を強めて、学童保育をよりよいものにしていく運動に取り組んで行きます。  
 市町村レベルでの緊急課題：大規模解消（＝分離増設）の実現、指導員の身分・労働条件を確保する施策の実現、施設問題（特に民営の場合）、障害児受け入れ促進の環境整備、他

### A：市町村施策改善の取り組み

#### （１）「大規模解消（＝分離増設）実現」の取り組みと「運営基準」作り

・大規模委託廃止までタイムリミットが迫ってきています。そんな中、これまでの「1小学校＝1クラブ」の立場から踏み出して、複数クラブ化が実現している地域が出てきています。この流れを大きなものとして、県内全ての地域で、「大規模解消（＝分離増設）」が実現できるような取り組みを進めます。  
 ・その際には、「施設（ハード）だけ複数化し、子どもを分割して終わり」というのではなく、それぞれの施設がひとつのクラブとしての位置づけ

#### （５）市民参加型の政策立案・実行の流れに応じた働きかけ

・パブリックコメントなど、あらゆる機会を捉えて政策提言や意見表明を行なっていきます。また、それを学童保育への理解を広げる運動につなげていきます。

#### （６）県議会への働きかけ

・県議会や議員へ働きかけ、県議会での学童保育理解を進める取り組みをします。

#### （７）県の基本施策を、福祉充実の方向に向ける運動

・県内外の様々な団体等とも連携し、埼玉県の基本施策を、福祉充実の方向に向ける運動を進めます。

をされ、それぞれが必要な設備を備え、委託金も交付され、適正な指導員が配置されるという、「完全複数化」が実現するよう取り組みます。  
 ・市町村独自の運営基準作りも進んでいます。これは「大規模解消（＝分離）」実現にもつながるもので、この動きを更に県内に広げていく取り組みを進めます。

#### （２）指定管理者制度等への取り組み

・埼玉県では、「管理委託」の公立公営のみならず、「業務委託」で実施されている民営学童保育クラブへも、指定管理者制度の導入が見られ、極めて深刻な状況を生んでいます。  
 ・指定管理者制度について、引き続き研究を進め、その導入を阻止・撤回する運動を進めます。  
 ・その一方、既に導入されている現状に対する具体的な対応についても取り組みます。

#### （３）市町村の次世代育成事業等への取り組み

・次世代育成行動計画の推進協議会への参加や提言などを行い、積極的に取り組みます。  
 ・全ての市町村で、実態を明らかにするニーズ調査が行われ、実効性のある計画の策定につながるよう取り組みます。  
 ・「放課後子どもプラン」については、当該市町村に

おける「プラン」の実施状況や、実施主体の動向などをつかみつつ、県連協等を媒介として、得られた情報や意見の交換を進めます。

・「放課後子ども教室」の実施による学童保育の廃止には反対し、そうした事態が起こらないような取り組みを進めます。

・その一方、運営委員会に参加・協力したり、提言するなどして、プランそのものの発展に関わります。

#### (4) 「運営基準」「点検表」「点検結果」の活用と独自の基準作り

・県が作成している「運営基準の点検表」「点検結果」を活用し、当該自治体施策の評価をして、施策改善につなげる取り組みを進めます。(県連協も全県的な視野から結果の分析を行い、市町村連協等と連携した取り組みをします)。

・また、市町村独自の運営基準作りも進めます。

#### (5) 市民参加型の政策立案・実行の流れに応じた働きかけ

・パブリックコメントなど、あらゆる機会を捉えて意見表明と政策提言を行なっていきます。また、それを学童保育への理解を広げる運動につなげていきます。

#### (6) 市町村議会への働きかけ

・市町村議会や議員へ働きかけ、市町村議会での学童保育理解を進める取り組みをします。

#### (7) 市町村の基本施策を、福祉充実の方向に向ける運動

・市町村内外の様々な団体等とも連携し、当該自治体の基本施策を、福祉充実の方向に向ける運動を進めます。

#### B：県連協としての支援の取り組み

##### (1) 市町村施策・制度研究プロジェクト

・市町村の施策や制度を研究するプロジェクトチームを設置し、関連する市町村と連絡・連携しながら継続的な検討を行い、提言や提案を行います。

「指定管理者制度」チーム(継続)

「市町村合併」チーム(2007年度は一時休止)

「大規模分離増設問題」チーム(継続)

##### (2) 学習会・研究会の開催

・必要な課題について、随時学習会・研究会を開催し、問題の解決にあたります。

・放課後子どもプランへについても、引き続き取り上げ、必要な情報収集と交流を行います。

##### (3) 地域連協等・各クラブレベルへの支援

・地域連協等・各クラブなど、それぞれのレベルでの施策改善の取り組みや交流活動の支援を行うとともに、必要に応じて個別の支援も行います。

## 子どもの生活を豊かにする取り組み 保育内容の充実、指導員の研修を中心に

### 1. 総論 子どものための学童保育、保育内容の充実を

・学童保育は、そこに通う全ての子どもたちにとって、安全安心して過ごせる、生き生きとした豊かな生活の場、「居場所」でなければなりません。

・そのことを実現するためには、指導員が一人ひとりの、また集団としての子どもたちに対し、十分な理解に基づく適切な関わりを行うことが欠かせません。そして指導員がそうした役割を果たすためには、適切な研修を受けながら学習研究を深め、保育力量を高め続

けていく必要があります。

・残念ながら、「学童保育指導員」には、これまで制度化された資格はなく、公的な養成機関もありませんでした。しかし、30年以上に渉る保育実践の蓄積は、「学童保育指導員」の仕事が、一定の専門性を帯びたものであることを明らかにしています。また適正な研修を積むことが、保育力量の向上につながることも確信となっています。

・そこで、保育力量向上のためには「研修プログラムの体系化」など「指導員に関する制度を整備すること」と、実際に有益な内容の研修の場を提供する「豊かな研修の実施」の二つが、大きな取り組みの柱とな

ります。

・県連協は、県学童保育指導員連絡協議会(以下、「県指連協」と略)と協力して、指導員の保育力量向上のための様々な取り組みを行います。

### 2. 指導員の保育力量向上のための研修体制の整備

#### (1) 研修プログラムの体系化と指導員の認証制度

・埼玉県は、「次世代育成行動計画」(2004年度策定)に、「指導員の資格認証制度の検討」を上げ、指導員の仕事と資質向上のための制度作りに着手しました。

・これを受け、2005年には、県連協と埼玉県・埼玉大学の研究者を中心とした研究会が発足し、研修の体系化と認証制度の検討を始めました。

・2008年度は、研究会での検討を進め、その実現に向けて取り組みます。

#### (2) 「保育指針」づくり

・埼玉県版「保育指針」を本年度中に確定し、その活用をはかります。

・保育活動を支える「モデル就業規則」や「倫理綱領」等の検討も、県指連協と連携して進めます。

#### (3) 指導員会作りの促進と、その充実、組織化

・県指連協と連携し、県内の指導員会作りの促進とその充実、指導員の組織化を図ります。

・県指導員連協の組織整備を、専従の設置も含めて検討し、その実現に向けて取り組みます。

### 3. 充実した指導員研修の実施

・県指連協とも連携して、「指導員の研修カリキュラム」の柱に沿った、体系的で豊かな内容を持った研修を実施します。 2

・全ての指導員は、研修に、積極的かつ主体的に参加していきます。

・保護者は、指導員が研修を行えるよう支援するとともに、保護者自身も学習会や研修会に参加するよう務めます。

・2008年度の国の「障害児加配」には、障害児に関わる研修を受けることが前提となっています。この施策に対応するために、既存の障害児関連の研修を整備するとともに、必要に応じて新たな研修会を実施することも検討します。

#### (1) 県連協・県指連協共催の研修会の実施...本年度の詳細は、巻末年間活動計画

##### [A] 指導員を対象にした研修の場

埼玉県指導員基礎講座 埼玉県指導員学校

(=放課後児童指導員研修会)

新人指導員研修会 集中講座・障害児の生活

づくり

##### [B] 指導員と保護者双方を対象にした研修・研究の場

埼玉県学童保育研究集会 実践交流会

##### [C] 学童保育の当面する問題についての研究の場 合宿研究会

##### [D] 指導員の労働条件等の問題を考え、改善を進めるための研究の場( - 2参照)

指導員労働問題講座 よりよい学童保育のための一日学習会

#### (2) 全国連協主催の研修への参加と協力

全国学童保育指導員学校・北関東会場(南関東会場も) 全国学童保育研究集会

#### (3) 地域レベル・学童保育クラブレベルでの研修活動の支援

・県指連協とも連携しつつ、沿線ブロックレベル・地域連協等レベル・学童保育クラブレベルなどの、研修活動を支援します。

### 4. 地域連協等・学童保育クラブレベルでの取り組み

### (1) 保護者会(父母会)等で、子どもの話、保育の話をつなぐ

- ・保護者会での子どもの話が、保護者と指導員との連携の第一歩です。まずこれを大事にしていきます。
- ・指導員は、各保護者会の現状を踏まえつつ、話し合いが活性化する取り組みを進めます。

### (2) 指導員は研修に積極的かつ主体的に取り組もう

- ・指導員は専門的職業人としての自覚を深め、学び続ける姿勢を確立します。
- ・ベテランも新人も、それぞれの立場から積極的かつ主体的に研修に参加し、学びを深める取り組みを続けていきます。
- ・実践を振り返って綴り(実践記録集など)、それを

糧に保育を深める研修を行います。

- ・「日本の学童ほいく」誌を活用した研修も実施します。

### (3) 保護者会(父母会)・地域連協等で、指導員を支える働きかけをしよう

- ・保護者会や地域連協等も、指導員の研修が充実したものになるような支援をします。
- ・今年は、全国研究集会が北海道で開催されます。たくさんの方々が参加できるような支援をしていきましょう。

### (4) 指導員会作りを進め、支援しよう

- ・指導員会など指導員の組織作りを進めます。
- ・保護者も指導員のそうした活動を支援します。

## 指導員の雇用・労働条件の改善の取り組みあわせて、指導員の仕事の理解を深める

### 1. 総論 適切な条件でこそ良質の仕事を

- ・「子どもの生活を豊かにする取り組み」は、なんといっても指導員の働きにかかっています。学童保育にとって指導員はカナメの役割を担っており、経験を積んだ指導員は、そのクラブのみならず、地域の学童保育全体の「宝」であるといえます。
- ・そして、指導員にそうした役割を果たしてもらうためには、適切な雇用・労働条件により指導員が長く働き続け、経験を蓄積させていく仕組みが欠かせません。

その意味で、雇用・労働条件の改善は、学童保育運動の最重要課題の一つとなっています。

- ・まずは指導員自らが、自分の仕事の内容や役割を確信し、更にそれを保護者や社会へ向けて発信して、理解を広げる取り組みを進める必要があります。
- ・保護者も指導員の仕事への理解を深め、その労働条件の向上へ向けた取り組みを共同して進める必要があります。

### 2. 県連協としての取り組み

#### (1) 県施策充実への働きかけ(参照)

からこの問題に取り組めます。

#### (2) 内部の学習会等で知識と認識の向上を

- ・「労働条件改善委員会」を設置し、そこを中心に労働条件改善の運動を進めます。
- ・「指導員労働問題講座」や「よりよい学童保育のための一日学習会」などの学習会を開催し、幅広い立場

#### (3) モデル就業規則・働き方のルール、倫理綱領の作成

- ・労働条件委員会を中心に、モデル就業規則案や、働き方のルール作りに取り組み、年度内に「原案」を提示して全体の議論に付すと共に、その活用について検討します。

- ・学童保育指導員の「倫理綱領」についても、県指連協と連携しつつ、その検討を行います。

### (4) 求人・募集活動をめぐって

- ・指導員という職業を高い専門性を持つ仕事であると位置づけるならば、それにふさわしい能力と素質を持った人材を、どのような方法によって選抜するのは重

要な課題です。

- ・また求人活動は、指導員とは何か、どんな仕事をする職種なのかを、社会に対して表明する場でもあると言えます。
- ・求人・募集活動のあり方や内容について、労働条件委員会等で検討を始めます。

## 3. 地域連協等・学童保育クラブレベルの取り組み

### (1) 地域連協等では

- ・地域連協等では、当該地域の実情を鑑みつつ、指導員の労働条件改善を全体の課題として取り上げます。
- ・そして市町村施策の改善についての私たちの要望を、地域・行政・議会に伝えながら、その実現に取り組めます。

### (2) 公設公営では(参照)

### (3) 民営では

- ・民営では、保護者は使用者であり、指導員は雇用される立場になります。保護者側と指導員側とで健全な労使関係を結び、相互理解を深めながら労働条件の改善に取り組めます。
- ・また保護者と指導員とは、学童保育の運動・運営を発展させていく「パートナー」として、連携してその発展に取り組めます。

## 保護者会(父母会)活動の充実地域連協等の活動も含めて

### 1. 総論 元気な保護者会(父母会)で豊かな学童保育を

- ・元気な父母会であってこそ、学童保育運動も活性化し、保育内容の充実も図られます。
- ・学童保育や学童保育運動は、保護者にとって、様々な学びの場を提供してくれます。
- ・各保護者は、自分の子育てを豊かなものにするために、また学童保育運動を支え推進するためにも、保護者会活動や地域連協等の活動へ積極的に取り組みます。

- ・また各種研究集会などへも積極的に参加します。
- ・県連協や地域連協等は、保護者が参加しやすい研究集会作りを進めます。
- ・今年は全国研究集会が北海道で開催されます。多くの保護者がこれに参加できるように協力していきましょう。

### 2. 県連協では

#### (1) 保護者会(父母会)がある地域やクラブに対する働きかけ

- ・研究集会や学習会等を通して、改めて保護者会の大切さ、有意義さを伝え、元気な保護者会作りを支援します。
- ・専従や役員が地域を訪問し、保護者会活動や連絡協議会の活動に対する理解を広げる取り組みを進めます。

- ・「日本の学童ほいく」誌の普及拡大とあわせて取り組みをします。

#### (2) 保護者会(父母会)がない地域やクラブに対する働きかけ

- ・埼玉県の「運営基準」でも、学童保育の運営に保護者が参画することがうたわれています。これも活用し

ながら、保護者会や地域連協等を作る取り組みを支援します。

・研究会などを当該地域で開催したり、保育園団体と連携するなどして、未組織地域の保護者や指導員に、学童保育・連絡協議会の活動や意義を伝える取り組みを進めます。

・「日本の学童ほいく」誌の寄贈や、「ひとりひとりの声を届ける」運動へのお誘いなど、未組織・未加盟地域への働きかけのきっかけを作っていきます。

(3) 各種研究会への保護者の参加を増やしていく取り組み

・各種研究会への参加率は、学童保育運動の活力のパロメーターでもあります。

・その参加者を増やすには、研究会の内容をより魅力ある、保護者のニーズに応えるものにしていくことが大切です。

・その一方、広報も含め、保護者が参加しやすい環境や仕掛けを作ることも必要です。

・全ての研究会等で、前年度よりも多い参加者が見られるような取り組みを進めます。

・今年は全国研究会が北海道で開催されます。多くの保護者がこれに参加できるような支援の仕組みを検討します。

### 3. 地域連協等の活動の充実と運営について

・自治体単位の連絡協議会や保育の会等は、各クラブに最も身近な運動体・運営体であり、その地域の学童ほいく運動の実質的な担い手でもあります。ここが元気でなければ、各クラブも、また県連協も元気が出ません。

・地域連協等の抱える課題や取り組みについて、地域

ブロックや県全体の場でも取り上げ、交流しつつ、相互に励ましていきます。また県連協独自の支援も行います。

・また個別クラブや地域連協等における、運営・運動の適正化についても、当該組織と連携しつつはかっていきます。

## 公立公営の課題

### 1. 総論 公立公営ゆえの課題も

・公立公営という運営形態は、自治体が学童保育事業について基本的な責任を担っているという点で、プラスに評価すべきあり方です。

・しかし、個別に見てみると、保育内容や指導員の雇用形態・労働条件の面で、また保護者の参画や指導員との連携の面で、民間に比べて不十分な地域も多くあ

ります。また県連協への組織状況も、民間に比べて十分とは言えません。

・その一方、公立公営であっても活発な運動が展開されている地域もあります。

・公立公営委員会を中心に、どういう取り組みが適切で有効であるのか、検討を進めます。

### 2. 学習・交流の場の設置

#### (1) 交流会・学習会の開催

・公立公営のクラブによる、交流会・学習会を開催し、情報交換しながら課題に取り組みます。

#### (2) 公立公営委員会の活動

・公立公営委員会の活動を活性化させ、公立公営問題の中心的な役割を担っていきます。

### 3. 保護者と指導員との連携強化の取り組み 保護者会作りとその支援

・新しく学童保育が作られた地域では、保護者組織が作られにくい、また、指導員と保護者との連携がとりにくいという問題があります。

・また既に組織があった地域でも、その活動が活力を失いかけているところもあります。

・学童保育の発展には、保護者会活動の活性化と指導員との連携が不可欠であることを、学童保育関係者や広く社会の合意にしていくが必要になっています。

・このことを実現するための道筋を検討していきます。

## 障害児の豊かな放課後を保障する取り組み

### 1. 総論 学童保育クラブへの障害児入所と障害児学童保育

・障害児の放課後や学校休業中の生活については、近年ようやく目が向けられるようになってきました。公的支援などまだまだ不十分のところだけですが、この点について「学童保育」が担いする役割は少なくありません。

・その一方、自立支援法の制定や障害児への教育のあり方など、障害児をめぐる国の施策は迷走しているような状況にあります。

・障害児と健常児とが、ともに豊かな生活を送ることのできる社会づくりのために、障害児の豊かな放課後を保障する取り組みを進めます。

・障害児の学童保育への関わりは、健常児が多数を占める学童保育クラブ（以下「一般学童保育」）に通所する場合と、障害児のみの「障害児学童保育」に通所する場合とがあります。

### 2. 一般学童保育 障害児入所の促進

#### (1) 施策の現状と課題、改善への取り組み

・国の施策として、障害児ひとりの入所について、ひとり分の指導員の加配がなされるという現状は評価できます。しかし、その加配の単価は「954千円/年」に留まり、現状に対応するものではありません。

・国の施策改善として、また県の単独事業として単価増を求める運動を進めます。

・また、指導員ふたりめの加配条件は「障害児入所6名以上」であり、「5名以下」は全てひとり分の加配に留まっています。これも現状に対応するものではありません。

・その中で、さいたま市は2008年度から、加配基準を大幅に改善\*しました。こうした動きを受けて、加配基準の改善を重点課題に位置づけ、取り組みます。

「さいたま市の加配基準」  
入所障害児1～2名 指導員一名分加配

同 3～4名 指導員二名分加配  
同 5～6名 指導員三名分加配  
以下、児童2名毎に指導員一名分を加配

#### (2) 私たちの取り組み

a) 希望者の入所促進  
・入所希望者が急増する中で、受け入れ体制や環境整備が追いつかず、混乱する事態も生じています。必要な全ての子どもが入所できるのが「学童保育」です。「受け入れ指針」を策定するなどして、安全安心に受け入れられる体制・環境の整備に努めます。

b) 保育内容の充実  
・集中講座や研修会などで、引き続き、障害児を対象とする保育内容の充実に努めます。  
・障害児専門委員会で、引き続き研究を進めます。

### 3. 障害児学童保育

- ・埼玉県では全国に先駆けて、障害児学童保育に関する単独事業「養護学校放課後児童対策事業」を実施してきました。このことが県内にたくさんの障害児学童保育が誕生する背景となっています。
- ・また、2009年度に開校する、上尾市の新設養護学校においては、開設当初から学童保育をその中に組み込む計画が進んでいます。このことを契機として、学校施設利用の促進も検討されてきており、施設問題に大きな進展ができる可能性がでています。
- ・一方、国の施策は迷走状態を脱しておらず、不安定な状態に留まっています。県の施策改善に努めると共に、国のレベルの制度化と施策の充実も緊急課題です。

### ( 1 ) 制度の確立と施策の充実

- a ) 制度の確立 ( 国 )
  - ・障害児学童保育に関する国の制度はありません。安定した事業運営、また子どもたちの安心安全な生活作りの上でも、国のレベルの制度化は急務です。
  - ・「障害のある子どもの放課後保障全国連絡会 ( 「全国放課後連」 ) と連携して、早急な制度確立を求める一方、よりよいあり方について、学習・研究を進め、提言していきます。

- b ) 施策の充実 ( 国・自治体 )
  - ・「養護学校放課後児童対策事業」は埼玉県単独事業で、国の施策はありません。県施策を守り、充実させていくためにも、国の施策が必要です。
  - ・全国放課後連と連携して、国の障害児放課後対策施策の確立と充実を求めます。
  - ・埼玉県の単独事業の存在そのものは、大いに評価できます。しかし、その内容としてはまだまだ不十分です。とりわけ、補助単価については問題があり、2008年度予算へ向けての重要課題としてとりくみます。

- c ) 施設問題について
  - ・上尾の新設養護学校の利用について、
  - ・上記の学童保育以外の全ての養護学校学童保育について、学校施設利用の促進を働きかけます。
  - ・また、学童保育と学校との連絡・連携についても、

その進展を働きかけます。

- d ) 指導員の継続的な雇用のために
  - ・障害児学童保育においても、指導員の雇用問題 ( 労働条件改善 ) は深刻です。
  - ・障害児ブロックを中心に、モデル就業規則を検討する等して、労働条件の改善に取り組みます。

### ( 2 ) 保育内容の充実

- ・障害児学童保育における保育内容には、一般学童保育におけるそれとは異なった側面があります。
- ・そうした点も考慮しながら、障害児ブロックを中心に、保育内容の検討・充実に取り組みます。

### ( 3 ) 組織強化の取り組み

- a ) ブロック活動の充実
  - ・障害児学童ブロックとしての独自の活動を進めます。
- b ) ブロックのあり方・運営の検討
  - ・26ヶ所となった障害児ブロックは、運営の仕方などで曲がり角にきています。
  - ・障害児ブロック独自の運営のあり方を検討します。

- c ) 全国組織への参加
  - ・全国放課後連へも参加し、全国的な運動への取り組みも進めます。

- d ) 作り運動の支援 他
  - ・2008年度では、県内に37校の盲・ろう・養護学校があり、障害児学童保育は29ヶ所になります。しかしまだまだ未設置地域があります。
  - ・未設置の養護学校の保護者などから支援の要請があれば、作り運動を支援していきます。
  - ・複数の自治体から子どもが通う養護学校では、それぞれの自治体毎の学童保育を要望する動きもあります。こちらの作り運動も支援していきます。
  - ・各地域では、行政への働きかけなどの運動面での連携や、日常的な交流を通して、一般学童保育と障害児学童保育の相互理解と連帯を深めます。

## ・ 県連協 ( 及び事務局体制 ) の組織整備 ・ 拡充の取り組み

### 1 . 総論 「あつてよかった県連協」「私たちの県連協」を目指して

- ・埼玉県の学童保育は、他県に比べた場合、先進的であると言われます。これはこれまで学童保育の発展のために尽力してきた、保護者・指導員等の努力や周囲の理解による結果であると言えます。その一方、早い時期から専従職員を設けるなどして、学童保育発展の取り組みを展開してきた「埼玉県連協」の働きが大いことも事実です。
- ・県連協は、いままでより一層地域に入っていく、地

域の課題に丁寧に対応する活動が期待されています。また各地域連協等やクラブ、また指導員会、あるいは県内外の様々な組織を結んで運動や交流の拠点となる「要」の役割も果たしていく必要があります。

- ・その一方、「県連協」が、日常的な学童保育の活動や個々の現場で、あまり意識されていない現状も見受けられます。県連協の存在と活動、その意義が、保護者と指導員に認識されるような取り組みが重要です。

### 2 . 県連協の組織拡大・強化

- ( 1 ) 学童保育の作り運動、保護者会作りを支援
  - ・学童保育の作り運動を支援します。
  - ・学童保育はあつても保護者会がない、あつても機能していないクラブも見られます。それらに対し運動・活動の活性化を促す手だてを研究し、実施していきます。

ない市町村や、一応組織はあるものの運動体として力を持っていないところもあります。

- ・そうした地域に対し、それぞれの現状を踏まえつつ、よりよい組織となるような支援・援助をしていきます。

### ( 2 ) 県連協加盟クラブを増やす

- ・2007年度末段階で、埼玉県内には836ヶ所の学童保育クラブがあり、345ヶ所 ( 加盟率41.2% 障害児が除く ) が県連協に加盟しています。この加盟率は全国平均から見ると高い位置にあります。満足できるものではありません。
- ・2008年度は、強化された事務局体制を活用し、研究集会への参加呼びかけや指導員ルートなど、様々な形でこれらのクラブへ呼びかけ、加盟クラブの増を図ります。
- ・「日本の学童ほいく」誌の寄贈や、「一人ひとりの声を届ける」運動へのお誘いなど、未組織・未加盟地域への働きかけのきっかけを作っていきます。

### ( 4 ) 県内の組織化の現状把握と研究

- ・上記の活動を展開するためには、県内の組織化の現状を把握する必要があります。強化された事務局体制を活用し、丁寧な現状把握と対策のための検討を行います。

### ( 5 ) 『日本の学童ほいく』誌の普及拡大

- ・『日本の学童ほいく』誌は、唯一の学童保育専門誌として、大変有意義な内容の雑誌です。またこの雑誌は、全国連協や県連協の財政収入の大きな部分も占めています。
- ・この二点をおさえながら、学童保育を利用しているすべての世帯と指導員が購読することを目指して、普及拡大に取り組みます。
- ・埼玉県では、2006年度は9,000部を超える購読数を数えました。2008年度は、この態勢を維持しつつ、さらに10,000部超を目指す取り組みをします。
- ・強化された専従体制を活用し、地域や個別クラブへ向けて、購読を広げる取り組みをします。
- ・それを、県連協や学童ほいくそのものの理解を広げ

### ( 3 ) 地域連協等・クラブレベルの組織化

- ・組織の強化を支援
- ・県内には、学童保育はあるものの、組織化されてい

る動きにつなげていきます。

#### (6) 多様な運営主体との連携を検討

・近年、株式会社や労働者協同組合など、これまでと

は異なった運営主体が学童保育事業に参画するようになってきています。こうした組織や、これまであまり緊密な連携をとってこなかった保育団体などとの連携のあり方も検討する必要があります。

### 3. 県連協の活動の充実

#### (1) 情報宣伝活動 HPの充実、メーリングリストの構築、IT化の促進

・県内の学童保育をめぐる情報の収集と発信を行います。また地域やクラブ間の交流の場づくりを進めます。  
・県連協では、国や県の動きなど学童保育に関連する様々な情報、各地域の学童保育の動きや地域連協等のとりのくみなどを日常的に把握し、各地に情報を提供していきます。

・2004年度に、県連協のホームページを開設しました。この充実を図ります。

・運営委員会等のメーリングリストの構築など、情報伝達力を高めるべく努めます。

・情報伝達や会議配布資料の作成・保存におけるIT化を図り、迅速で正確な伝達を実現すると共に、省資源化につとめます。

・必ずしもIT化が浸透していない現状も鑑み、従前通りの紙媒介等による伝達や資料作成も並行して実施します。その際、伝達情報の吟味と配布資料の厳選により、めりはりのある情報提供と、紙媒介配付資料の減少につとめます。

#### (2) 調査研究活動

・埼玉県内の学童保育に関する調査研究を行います。  
・定例の調査に加え、地域の実態が浮かび上がるような丁寧な調査も検討します。

#### (3) 各種専門委員会活動の充実とその見直し

・以下の専門委員会を設け、それぞれの活動を進めます。

・現在の委員会体制について必要であれば見直しをはかります。

指導員の労働条件改善委員会（ - 2 参照）

公立公営委員会（ - 2 参照）

学習・研究委員会（ - 2 参照） 県連協主催の研修会の内容づくりを行います。

障害児問題専門委員会 「障害児担当指導員研修体

系づくり」を進めます。その一環として「集中講座 障害児の生活づくり」を開催します。

保育内容（保育指針）検討委員会（ - 2 参照）

#### (4) ブロック活動の充実

・五つの沿線ブロックと障害児学童保育ブロックについて、ブロック活動費を配布するなどして、その活動促進をはかります。

・必要に応じて、県連協としても、個別のブロック活動への支援を行います。

#### (5) 課題別交流会の開催

・検討・交流が必要な課題については、随時、交流会や学習会を開催していきます。

#### (6) 三役会議、運営委員会、代表委員会の充実とその見直し

・それぞれの会議の役割に応じた内容の充実を図ります。総会に次ぐ決議機関である代表委員会では、県内各地域の交流・学習の場としても位置づけ、充実させます。

・上記諸会議の開催に当たっては、開催地域を固定せず巡回するなどして、参加の便を図ります。

#### (7) 市町村制度・政策研究プロジェクト

・市町村の施策や制度を研究するプロジェクトチームを設置し、継続的な検討を行うとともに、必要に応じて、提言や提案を行います。

「指定管理者制度」チーム（継続）

・指定管理者制度を検討するプロジェクトを、引き続き実施します。

「市町村合併」チーム...大きな合併の動きがでるまで、一時休止とします。

「大規模分離増設問題」チーム（継続）

・大規模の分離増設について、県内外の成功事例を検討するなどして、その実現の道を検討し、提言や提案を行います。

### 4. 県連協事務局組織の充実・整備

#### (1) 事務局活動の強化

・県連協の活動にとって、専従事務局の存在は「要」となっています。専従複数化三年目の本年度は、仕事の分担や連携などをより一層進め、より機動的な事務局活動を展開します。

・県内の専従の力量向上・地位向上のために、専従事務局職員会議を定期的に行います。

#### (2) 事業・財政活動の充実

a) 加盟学童保育クラブ数を増やし、会費収入増を図ります。

b) 『日本の学童ほいく』誌の普及拡大を行い、雑誌還元金の増額を図ります。

c) 『テキスト・指導員の仕事』等の全国連協発行の図書を販売します。

d) 県連協独自に、運動や保育の役立つ冊子・図書を発行します。

e) 有益な研修会・学習会等を開催し、参加者を増やして参加収入増を図ります。

f) 各種調査研究活動を請負で実施する道を検討します。

g) 行政が実施する指導員研修を請負で実施する道

を検討します。

h) 各種基金会計の充実を図ります。

i) その他、収入が見込まれる事業活動について検討します。

j) 助け合い基金の有効な活用を図るとともに、その適正なあり方について検討します。

#### (3) 会計処理等について

・会議参加の交通費など、効率よく適正に支給される仕組みを作ります。

・助け合い基金の扱いなどに関して、適正な会計方法について検討します。

#### (4) 県指導員連協・障害児学童保育ブロックとの関係検討

・県指連協・障害児学童保育ブロックと間で、よりよい関係のあり方を検討していきます。

#### (5) NPO法人をめぐって

・県連協としての、NPO法人格の取得を検討します。

・学童保育とNPO法人制度との課題について、研究

・検討していきます。

### 5. 政令指定都市・中核都市との連携・関係の構築

・政令市にあるさいたま市連協等や中核市にある川越学童保育の会とは、その連携・関係の構築のために必要な協議を行います。

・また指導員の研修事業でも、行政レベル・連絡協議会レベルでの連携の元に取り組みます。

## ・他団体等と共同した取り組み

### 1. 総論 「自分のところだけがよければいい」はありえない

・「埼玉県の学童保育」は、「日本全体の学童保育」のあり方と無関係ではあり得ません。また、「学童保育」と限っても、「福祉政策全体」のあり方と多くの点で関連しています。

・よって、「埼玉県の学童保育」をよくするためには、「日本全体の学童保育」をよくしなければならず、同時に「福祉政策全体」がよいものでなければなりません。

## 2. 学童保育関連団体との連携

### (1) 全国連協との連携

・全国連協は、学童保育に関する唯一の全国的組織です。埼玉県連協としても、この組織に結集し、全国的な運動の推進に力を出していきます。また様々な機会を捉えて、全国的な動きを学び、県内の運動に役立てていきます。

全国連協関係の行事・会議等（研修活動以外）

全国連協総会：年1回、全国研の前日に開催。

全国運営委員会：年5回程度開催。県連協の会長と専従が参加します。

全国合宿研究集会：年1回、全国研を開催する地区で開催。時事課題について議論。

政令指定都市交流会：数年前から年1回開催されています。

### (2) 他都道府県連協などとの連携

a) 北関東合宿研究会

・栃木県・茨城県・群馬県とともに「北関東合宿研究会」を開催します。

b) 他都道府県の学童保育関係者との連携

・希望する他都道府県の学童保育関係者の県連協主催行事への参加を歓迎します。

## 3. 関連諸団体との連携

### (1) 県連協としての加盟・参加団体

埼玉県保育問題協議会

埼玉母親大会実行委員会

さいたま住民大学実行委員会

とりくみを展開しています。

・県連協としても、共通した課題を持つ団体として互いに連絡を取り合っていきます。

### (2) 労働組合との協力・共同

・県内には指導員の参加する労働組合があり、独自の

## 2008年度年間活動計画

【5月】 \* 国・厚労省への要請行動

14日 埼玉県指導員連協総会

24日 第36回埼玉県学童保育連絡協議会総会 於さいたま市産業文化センター

25日 第36回埼玉県学童保育研究集会 於：埼玉県立大学

【6月】1日 全国指導員学校（南関東会場：於東京経済大学）

29日 第33回全国指導員学校（北関東会場：群馬県上武大学）

第23回埼玉県指導員基礎講座

障害児ブロック全体会

【7月】 第1回代表委員会：年間活動の確認 他

【8月】

\* このころ、国「次世代計画策定の手引き」交付

【9月】\* 6～7日 全国連協運営委員会

13～14日 第24回埼玉県合宿研究集会

第2回代表委員会：県への要望書まとめ 他

\* このころ、市町村、「次世代」ニーズ調査実施

【10月】\* 3日 第43回全国学童保育連絡協議会総会

4～5日 第43回全国学童保育研究集会 於北海道札幌市

第36回埼玉県指導員学校（埼玉県放課後児童クラブ指導員研修会）

障害児学童保育に関する埼玉県との話し合い

【11月】 埼玉県との話し合い

第9回指導員労働問題基礎講座

【12月】～1月 各沿線ブロック交流会 於各ブロック

～2月 第8回集中講座・障害児の生活作り

埼玉県知事との懇談（～1月）

第3回代表委員会

【1月】 第20回よりよい学童保育作りのための一日学習会

【2月】 第4回代表委員会：「日本の学童ほいく」誌普及拡大の取り組み 他

【3月】 第30回埼玉県実践交流会

第9回新人指導員研修会

\* このころ、市町村「次世代計画」の見直し着手

【4月】 第5回代表委員会：総会議案書の検討・承認 他

【5月】 第37回埼玉県学童保育連絡協議会総会

第37回埼玉県学童保育研究集会

中・長期的課題

【2009年度（H21）】

\* 夏頃...市町村から「次世代計画」定量的目標数値を都道府県へ報告

\* 年末...市町村「次世代計画」素案作成

\* 年度末...市町村「次世代計画」決定・公表

【2010年度（H22）】

【4月】

大規模クラブへの委託金廃止